

# 琉球列島における USCAR の租税政策と 琉球列島税制使節団報告書（1）

池宮城 秀 正

---

## 《論文要旨》

---

米国政府は、軍政に対する琉球住民の不満を緩和するため、経済的統治政策を模索した。1950年代中葉は、米国統治下において経済的に最も停滞した時期であり、琉球政府は歳入のほとんどを税収で賄っていた。税収構造は軍事基地依存型輸入経済を反映した間接税のウェイトの高いものであった。

こうした状況の下、琉球列島米国民政府（USCAR）は、外国資本の導入による開発を経済政策の柱に据え、租税誘因を利用すべく、税制使節団の派遣を陸軍省に要請した。USCARに提出された「琉球列島税制使節団報告書」は、所得税を税制の中心に据えること、生産的投資に対して法人税を5年間免除すること、贅沢品に対する税率を引き下げること、日本税制を模倣しないこと等を勧告した。その後、同使節団報告書の勧告は、琉球政府税制に対するUSCARの基本政策となった。

これに対して琉球政府税制審議会は日本税制に近づけることを基本方針にして、所得税の減税等を繰り返し答申し、琉球政府は日本復帰を視野に入れ、日本税制に準じた税制改正を実施した。

琉球列島税制使節団報告書は、経済の自立化に租税誘因を利用すべきこと、及びUSCARの政策擁護の視点は一貫しているが、その内容は優れた点も多く、琉球政府税制を考察する際の指針になり得る。

**キーワード：**USCARの租税政策、琉球列島税制使節団報告書、軍事基地依存型輸入経済、外資導入、租税誘因、琉球政府税制審議会

---

## 目 次

はじめに

- I. 琉球列島税制使節団派遣の背景
- II. 1950 年代中葉における琉球の経済社会の実情
- III. 1950 年代中葉における琉球政府の租税構造  
以下次稿（2）
- IV. 税制使節団報告書における税制勧告
- V. 税制使節団報告書におけるその他の勧告
- VI. 税制使節団報告書と USCAR の租税政策  
おわりに

## はじめに

琉球列島における米国のプレゼンスは世界戦略の一環として外国の干渉なしに自由に使用できる軍事基地の保持のためであった。当初、琉球住民は従順で、組織的に抵抗する能力はないものと米国は見做していたが、軍用地問題を発端として激しい反米闘争に晒されると、生活水準の向上により政治的不満や日本復帰運動を緩和する政策を模索するようになった。開発資金に事欠いた琉球列島米国民政府（USCAR）<sup>(1)</sup> は打開策として外国資本の導入による経済開発を政策の柱に据えるようになった。法定通貨の B 型軍票から米国ドルへの交換も外資導入を推し進める手段として 1958 年 9 月に実施された。

外資導入を推進するため、租税によるインセンティブを利用すべく、USCAR は米国陸軍省に琉球の税制調査を依頼した。作成された「琉球列島税制使節団報告書」は、シャープ勧告に基づき構築された日本税制が徐々に変更してきており、日本税制に倣って改正されてきている琉球政府税制もシャープ勧告に逆行している旨を指摘した。同報告書は、琉球列島の産業構造の

特異性に鑑み、生産的投資を促進する租税インセンティブの構築を勧告した。使節団の調査期間は短く且つ資料の入手困難等もあり体系的考察が十分になされていないとは言えないが、同報告書の勧告は所得税や法人税、間接税のみならず、税務行政及び中央—地方の租税関係に及び、爾後、施政権の返還まで琉球政府の租税制度に対する USCAR の基本的政策となった。

一方、琉球政府税制審議会<sup>②</sup>は日本の租税制度に近づけることを最優先の課題として答申を繰り返し、同報告書の勧告が琉球政府税制に反映されることはほとんどなかった。しかし、同報告書は施政権者の立場からの分析・勧告とはいえ、優れた点も多く、琉球政府の税制を考察する際に有用である。

本稿(1)では、まず琉球列島への税制使節団派遣の背景を概観し、それから USCAR の政策転換のベースとなった 1950 年代中葉における琉球の経済社会の実情、及び琉球政府の租税構造について考察する。

## I. 琉球列島税制使節団派遣の背景

沖繩戦終了以降、1949 年 5 月に米国政府が琉球列島の長期保有を決定するまで、復興政策が実施されることはなく、日本本土進攻のため蓄積されていた米軍余剰物資や GARIOA（ガリオア）援助<sup>③</sup>などによって住民を飢餓や不安から救済するというレベルに止まっていた。1950 年度予算（1949 年 7 月 1 日～1950 年 6 月 30 日）により本格的な軍事基地建設が開始され、その膨大な建設需要を利用した琉球経済の戦後復興が図られた。軍事基地の建設・維持に労働力を提供することによってドルを稼ぎ、必要な財貨を輸入するといった「軍事基地依存型輸入経済」が生成され、さらに 1950 年 4 月の 1 ドル＝120 B 円の極端な B 円高の為替レートの設定は、製造業の振るわない第 3 次産業偏倚の経済構造を一層促進した<sup>④</sup>。

GARIOA 援助は 1950 年度の 4,958 万ドルをピークに、その後、米国の対

外援助政策の変更により1957年度には103万ドルに激減した。こうした折、1953年4月の「土地収用令」(米国民政府布令<sup>(5)</sup>第109号)の公布に端を發した軍用地問題(1958年11月解決)を契機に、米政府は琉球住民を力で抑えることが不可能であると判断し、軍事基地の安全保持の手段として日本並み生活水準の達成を図るようUSCARに指示した<sup>(6)</sup>。USCARはすでに1950年代初頭に基地関連収入による経済運営の限界を認識していたが、米国会による琉球列島関連予算の削減により十分な開発資金を確保することが困難な状況にあった<sup>(7)</sup>。資金難の打開策を講じるため、軍用地問題が喧しい1957年3月に金融通貨制度使節団(Ryukyu Islands Financial Management Mission)が派遣された。同使節団は政治的緊張の緩和策として経済開発の促進、すなわち、ドル通貨の採用等に基づく自由化体制の構築を勧告した。具体的には琉球経済の自立化を目的とした外国資本の導入による経済開発であり、これまでの経済政策の大転換であった<sup>(8)</sup>。

金融通貨制度使節団は、次の問題を解決するため、USCARに対して琉球政府の租税制度の調査を勧告した。すなわち、①能力説に基づき租税負担を公平にする税務行政上の問題、②課税上認められた減価償却率、及び外資導入に与える減価償却率の影響、③外資導入を促進する租税インセンティブの有効性、④地方政府の財源を増加させる必要性、及び中央政府と地方政府の税収の公平な配分の必要性、の4点である<sup>(9)</sup>。

この勧告に基づき、USCARは1957年10月に陸軍省に対して、税制使節団の派遣を要請し、陸軍省民事兼軍政室の租税経済学者のS. M. ファイン博士と財務省内国歳入庁の税務行政専門家のF. N. キャンベル氏が派遣された。同使節団は1958年4月16日から約1か月半琉球列島に滞在し、1958年5月28日に「琉球列島税制使節団報告書」(Report of the Tax Mission to the Ryukyu Islands)を琉球列島高等弁務官に提出した。

琉球列島税制使節団報告書は、以下の通り、序文及び全6章(124頁)か

ら構成されている<sup>(10)</sup>。

序文 (Preface)

- I. 要約と結論 (Summary and Conclusions)
- II. 総論 (General Considerations)
- III. 租税構造 (Tax Structure)
- IV. 税務行政 (Tax Administration)
- V. 国-地方の租税関係 (National-Local Tax Relations)
- VI. 勧告 (Recommendations)

同報告書は、1950年代中葉の琉球経済は投資が商業部門に集中した歪な構造を呈しており、これを生産的な部門に転換することが喫緊の課題であると強調した。そして、琉球の租税制度は経済発展段階の異なる日本の制度を模倣しているため歪められており、自立経済を極大化するため、消費や投資をあるべき方向に誘導する租税政策が採られるべき旨を勧告している。

この税制使節団報告書では、琉球経済の自立化に租税誘因を利用すべきこと、及び USCAR の政策擁護の視点が一貫している。自由化を推し進め経済の自立化を促すことは、米国の納税者の負担を軽減することが最終的な狙いであった<sup>(11)</sup>。同報告書は、租税論や税務行政上の観点からは是とする点も然ることながら、琉球列島の経済的統治の視点から作成されたものであり、爾後、USCAR は、この報告書に基づき、経済発展段階の異なる日本税制の模倣を避けること、所得税の減税は援助要請の観点からも望ましくないこと、等々を事あるごとに指摘した<sup>(12)</sup>。

## II. 1950年代中葉における琉球の経済社会の実情

この時期（1953～58年）は、政治的には軍用地問題を契機に「島ぐるみ闘争」<sup>(13)</sup>が繰り広げられた時代であり、経済的には米軍基地建設が一段落す

ると共に GARIOA 援助等が激減し、経済成長率が低下した時代である。換言すれば、軍事基地建設需要に先導され生成された軍事基地依存型輸入経済の歪みが露呈し始めた時期である。つまり、第三次産業偏倚の軍事基地依存型輸入経済は決してサステナブルな経済構造ではなかったのである。本節では所得、貿易収支、産業構造、及び財政の点から 1950 年代中葉の琉球経済を概観する<sup>(14)</sup>。

### 1. 主要経済指標

表 1 は、1955～58 年度の琉球の主要経済指標である<sup>(15)</sup>。1958 年度の国民総生産（名目）は 1 億 6,720 万ドルで、対 1955 年度増加率は 27.4%であったが、1956～58 年度増加率は、それぞれ、8.2%、11.3%、5.9%であり、特に 1958 年度の経済成長率は米国統治下で最も低いものであった。人口一人当たり国民総生産の増加率もこの 3 年度平均で 6.2%であり、1955～71 年度の平均成長率 13.5%と比べると極めて低い値であった。その大きな要因は

表 1 主要経済指標

(万ドル, ドル, %)

	1955	1956	1957	1958
国民総生産 (GNP)	13,120	14,190	15,790	16,720
人口一人当たり GNP	167	177	192	200
貿易収支				
輸出	1,070	1,730	1,970	1,440
輸入	5,470	7,110	8,920	10,720
米軍関係受取	4,820	5,060	6,980	6,870
産業構造				
第 1 次産業	27.8	23.0	18.1	20.4
第 2 次産業	10.0	11.2	13.1	13.1
第 3 次産業	62.2	65.8	68.9	66.5

注：金額は 120 B 円=1 ドルに換算した。

資料：琉球政府 [1972] 『国民所得報告書』(1955-1971 年度)

基地関連収入の低迷や GARIOA 援助の激減、琉球政府に対する米国政府援助の減少等であった。

次に、貿易収支を見てみよう。1958 年度の輸入額は 10,720 万ドルにのぼり、対 1953 年度増加率は 96.0%と、輸出のマイナス 2.0%に比べてきわめて高い伸びであった。一方、1958 年度の輸出額は僅か 1,440 万ドルであり、輸入の 13.4%しか賄うことができなかった。こうした輸出入の大幅な乖離は、1972 年の施政権の返還まで継続しており、米国統治下における琉球経済を象徴するものであった。それを補填したのが、米軍関係受け取りと日米両政府援助であった。1956 年度は、輸入に対する輸出の比率が 24.3%と高い値を示したが、これはスクラップの輸出の急増によるものである<sup>(16)</sup>。スクラップの輸出は日本における設備投資需要に支えられ、とくに 1955 年は前年比 3.3 倍の 489 万ドル、1956 年には 1,170 万ドルと輸出総額の 60%近くを占めたが、1957 年には対前年比 5 割減となり、その後スクラップブームは急速に衰退した。1951～71 年度の間、輸出額の約 5 割を占めたのが、日本政府の特恵措置による日本への砂糖の輸出であった。

米軍基地関連収入や米国政府援助に先導された経済規模の拡大は、結果として第三次産業が極端に肥大化して、製造業等の物的産業の振るわない歪な産業構造となった。因みに、1958 年度における産業別純生産をみると、第一次産業 20.4%、第二次産業 13.1%、第三次産業 66.5%であり、1950 年代の中葉において既に第 3 次産業が 7 割近い比率を占めていたのである。経済発展論における産業構造の高度化とは逆のパターンである。なお、1971 年度には、それぞれ 7.6%、18.1%、74.3%の構成比であった。

## 2. 琉球政府の歳入構造

財政構造は当該民間経済の態様に規定されるが、琉球政府歳入も基地依存型輸入経済を反映した構造であった<sup>(17)</sup>。表 2 は、この間の琉球政府一般会

表 2 琉球政府一般会計歳入額

(千ドル)

	1953	1954	1955	1956	1957	1958
租 税	7,022	8,907	9,311	11,865	13,869	14,672
印紙収入	53	297	352	459	562	557
油脂販売納付金	384	640	783	1,500	1,668	1,141
繰越金	—	954	1,333	1,260	3,611	5,385
米国政府援助	3,969	3,466	3,355	3,427	2,090	817
その他	1,975	2,107	1,781	1,784	2,059	2,023
総 額	13,403	16,371	16,915	20,295	23,859	24,595

注：①決算額である。②120 B 円=1 ドルで換算した。

資料：琉球政府『一般会計・特別会計歳入歳出決算』各年度版。

計の歳入額を示したものである。1958年度の歳入総額は2,460万ドルで、開始年度の1953年度に比べて1.8倍に増大したが、租税及び印紙収入が2.2倍に増大したのに対して、米国政府援助は1953年の370万ドルから1958年度には82万ドルへと5分の1に激減したのである<sup>(18)</sup>。米国政府援助の対前年度増加率をみると、1953年度以降低下傾向で推移し、特に1958年度は前年度比39.0%の減少であった。

表3から1958年度における歳入の構成比を高い順に示すと、租税及び印紙収入62.0%、油脂販売納付金4.6%、米国政府援助3.3%、繰越金21.9%、その他8.2%であった。これを1953年度と比較すると租税及び印紙収入が9.2ポイント構成比を高めたのに対して、米国政府援助は26.3ポイント減と大幅に構成比を低下させた。1958年度の琉球政府一般会計における米国政府援助は、金額及び構成比とも琉球政府20会計年度において最も低いものであった<sup>(19)</sup>。

ところで、油脂販売納付金とは、1951年度よりUSCARが独占的に行った油脂販売事業の収益の中から琉球政府に納付された資金のことである。同納付金は琉球住民に対して販売された油脂の売却益の一部で、琉球住民が負



表3 琉球政府一般会計歳入構成比

（％）

	1953	1954	1955	1956	1957	1958
租 税	52.4	54.4	55.0	58.5	58.1	59.7
印紙収入	0.4	1.8	2.1	2.3	2.4	2.3
油脂販売納付金	2.9	3.9	4.6	7.4	7.0	4.6
繰越金	—	5.8	7.9	6.2	15.1	21.9
米国政府援助	29.6	21.2	19.8	16.9	8.8	3.3
その他	14.7	12.9	10.5	8.8	8.6	8.2
総 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注・資料：表2に同じ。

担した一種の間接税であり、実質的には琉球政府の自己財源であった。油脂販売納付金は米国統治を象徴する歳入科目の一つである。その他の収入は、郵政事業などの官業収入、財産収入、雑収入である。なお、琉球政府の財政法第4条第1項に借入金について規定されていたが、1966年度まで借入による資金調達は実施されなかった。

この間の琉球政府の歳入科目は、実質的に米国政府援助以外は自己財源であり、1958年度の自己財源比率は96.3%に達した。これは財政の自立化と言えるものではなく、国家的事務を含む旺盛な財政需要の中での貧困な歳入構造であった。USCARは、軍政に対する琉球住民の不満を緩和するためには、日本並みに生活水準を引き上げる政策をとらざるを得ないと判断し、援助資金不足の打開策として、外資導入による経済振興策を打ち出したのである<sup>(20)</sup>。

### Ⅲ. 1950年代中葉における琉球政府の租税構造

租税収入は、税制を所与とすると、より具体的に経済成長率を反映するが、逆に税制の在り方が経済成長に与える影響も大きい。上述のように、

USCAR は、住民の不満を緩和するため、外資の導入等により琉球経済の自立化を推進して、日本並み生活水準を目標とし、税制によるインセンティブを利用する方針を打ち出したのである。

## 1. 租税体系

琉球政府の税制は日本の税制に倣い構築されたが、USCAR の反対にもかかわらず日本の制度に近づける方向で改正がなされた。そのため、当時の琉球の経済社会にそぐわない内容も少なくなかった。琉球政府の発足（1952 年 4 月）後、各群島政府が独自に制定していた税法が逐次統一され、直接税として所得税（1952 年）、自動車税（1952 年）、法人税（1953 年）の 3 税目が課され、間接税として、酒類消費税や煙草消費税、物品税など 10 税目（いずれも 1952 年）が賦課された<sup>(21)</sup>。その他の税として、登録税（1953 年）、屯税（1952 年）、印紙税（1952 年）の 3 税が課された。

### (1) 所得税

琉球政府の所得税法（1952 年立法第 44 号）は、租税特別措置法を含めて概ね日本の所得税法に準じて立法された<sup>(22)</sup>。所得税法における所得の種類（所得税法第 8 条）は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の 10 種類に分類されていた。所得控除（所得税法第 18 条から第 24 条）は、雑損控除、医療控除、損害保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除の 7 種類であった<sup>(23)</sup>。税率（所得税法第 25 条）は超過累進税率であったが、所得税法施行から 1958 年までは、所得階級区分は 12 段階であり、1 万 B 円以下の金額は 10% で、100 万 B 円以上の金額に対しては 65% の税率が適用された<sup>(24)</sup>。税額控除としては、配当所得控除（第 28 条第 1 項）、及び外域税額控除（第 28 条第 2 項）が規定されていた。

こうした所得税制に対して、税制使節団報告書は、扶養控除の引下げや、階級区分数の削減、急な累進率の引下げ、等々を勧告した<sup>(25)</sup>。

## (2) 法人税

法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額及び退職年金積立金の額であった（法人税法第 10 条）。内域法人の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額である（法人税法第 11 条）。普通法人等の法人税率は 35%であった<sup>(26)</sup>。法人税制は、清算所得に対して法人税を課税しないで、残余財産の分配を受けた株主又は出資者に対して所得税を賦課することになっていた点を除けば、概ね日本の法人税制に倣ったものであった。法人税負担についても、日本の地方税相当分を加えたところで設定されていたので、表面的負担は日本の法人税とほぼ同じであった。税制改正は所得税減税を中心に実施され、法人税の大幅な改正はほとんどなされなかった。

## (3) 間接税

琉球政府の間接税は、税収の点から輸入品に賦課される関税の間接税とその他に分類することができるが、前者が間接税収総額の約 8 割を占めていた。1958 年度における関税的消費税は、次の税目であった。課税物件が琉球に輸入されたし好飲料又は製造品であるし好飲料税、輸入された酒類に係る酒類消費税、輸入された砂糖に係る砂糖消費税、煙草の輸入又は製造に係る煙草消費税、輸入物品に係る物品税であった。

上記以外の間接税として、アルコール分 1 度以上の飲料に係る酒税、料亭等における遊興、飲食及び宿泊等に類する利用行為に対して係る遊興飲食税、航空機の搭乗の際に課される通行税、映画や演劇、競馬、競輪、舞踏場、ゴルフ場、パチンコ場などに課される娯楽税などが賦課された。

税制使節団報告書は、必需品に対する物品税率が免除される一方で、贅沢

品に高率に課税することは所得水準の高い外国人を狙い撃ちすることであり、こうした商品に対する消費意欲を減退させ、税収を低下させると指摘した<sup>(27)</sup>。

## 2. 税収構造

琉球政府の税収構造は、商業部門に偏倚した産業構造を反映したものであった。琉球政府税の直接税と間接税の比率をみると、琉球政府全会計年度1953～72年度は概ね45対55であったのに対して、1953～58年度は40対60であり、1950年代中葉の基地関連収入のGNP比率が高い時期に間接税の比重が高かった。

このような直間比率に鑑み、税制使節団報告書は、米国の連邦税のように直接税、特に個人所得税の構成比を引き上げるべき旨を勧告した<sup>(28)</sup>。これに対して、琉球政府税制審議会は、所得税について「担税力は、所得が増加するに従って累進的に増加すると考えられるから、所得税は担税力に最も適合した税であるとされているが、琉球のように所得がきわめて低く平準化され所得税の負担が重く感ずるところでは、所得税を減税して住民生活の安定を図るべきである」<sup>(29)</sup>とし、間接税については「直接税を中心とし、間接税を補完税とするのが理想であるが、この際ある程度、間接税に比重を移して行くこともやむを得ないと思われる。」旨を答申している<sup>(30)</sup>。琉球政府税制審議会は、所得税を是としても、USCARの勧告は琉球の経済社会の実情から時期尚早であると判断していた。

さて、表4は1953～58年度における琉球政府の租税収入額を税目別に示したものである。1958年度の租税収入は1,467万ドルで、1953年度の702万ドルの2.1倍に増大したが、主要税目の中で特に著しい伸びを示したのは法人税であり、民間企業が育ってきたことが分かる。次いで税収が大きく伸びたのは、輸入額の増加に伴う物品税の4.4倍であるが、輸入品に課される

表 4 租税収入額

(千ドル)

	1953	1954	1955	1956	1957	1958
所得税	1,933	2,659	3,106	3,268	3,671	3,467
法人税	218	839	765	1,153	1,552	2,230
自動車税	29	92	117	118	147	174
通行税	375	479	413	490	600	756
酒 税	617	617	826	1,085	1,055	1,026
娯楽税	296	325	325	330	303	317
遊興飲食税	79	107	91	106	106	129
物品税	390	479	495	930	1,823	1,731
嗜好飲料税	225	253	205	342	339	353
煙草消費税	1,020	1,550	1,337	2,014	2,029	2,128
酒類消費税	1,090	1,041	1,033	1,459	1,790	2,138
砂糖消費税	391	391	590	561	441	202
その他	361	86	10	10	12	20
総 額	7,022	8,916	9,311	11,865	13,869	14,672

注・資料：表 2 に同じ。

煙草消費税や種類消費税の伸びも高い。自動車税はこの間 6.0 倍と高い増加率を示したが、金額としては小さく、モータリゼーションの段階ではなかった。1958 年度における所得税の金額及び税収構成比の低下は、日本に倣い所得控除の引き上げによる所得税減税によるものであり、琉球政府はその減税財源を間接税の増税に求めた。

表 5 から、1958 年度における租税収入の構成比を高い順に示すと、所得税 23.6%、法人税 15.2%、酒類消費税 14.6%、煙草消費税 14.5%、物品税 11.8%、等々となっている。法人税が 1953 年度と比べて大きく構成比を高めたのに対して、所得税は若干低下傾向を示しているが、両者とも、その後、施政権の返還まで概ね 1958 年度の水準で推移した。関税的な消費税のうち、酒類消費税や煙草消費税の構成比は、1953～58 年度の間 10%台半ばの水準で推移したが、物品税の構成比は急激に高くなった。前 2 者の構成比は、そ

表 5 租税収入の構成比

(%)

	1953	1954	1955	1956	1957	1958
所得税	27.5	29.8	33.4	27.5	26.5	23.6
法人税	3.1	9.4	8.2	9.7	11.2	15.2
自動車税	0.4	1.0	1.3	1.0	1.1	1.2
通行税	5.3	5.4	4.4	4.1	4.3	5.2
酒 税	8.8	6.9	8.9	9.1	7.6	7.0
娯楽税	4.2	3.6	3.5	2.8	2.2	2.2
遊興飲食税	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.9
物品税	5.6	5.4	5.3	7.8	13.1	11.8
嗜好飲料税	3.2	2.8	2.2	2.9	2.4	2.4
煙草消費税	14.5	17.4	14.4	17.0	14.6	14.5
酒類消費税	15.5	11.7	11.1	12.3	12.9	14.6
砂糖消費税	5.6	4.4	6.3	4.7	3.2	1.4
その他	5.1	1.0	0.1	0.1	0.1	0.1
総 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注・資料：表 2 に同じ。

の後漸減していくが、後者の物品税は 1971 年度には 21.0%まで上昇した。

こうした琉球政府の租税体系や税収構造に対して、琉球列島税制使節団報告書における指摘や勧告は多岐にわたっているが、主要な内容は、概ね、以下の通りである。すなわち、「琉球の租税負担率は所得水準を考慮しても高くはない。徒に日本の制度を模倣しない。直接税を税制の中心に据える。生産的投資に対して法人税を 5 年間免除する。贅沢品に対する高率課税は外国人をターゲットにしている。税務行政を改善し罰則を強化する。中央—地方の財政関係を研究する委員会を設ける。」である。

税制使節団派遣の背景からも判るように、外国資本の導入に資する税制の模索であったが、その後、琉球政府税制に対する USCAR の政策の基本となった<sup>(31)</sup>。1960 年代に入ると日本復帰運動は一層激しさを増し、琉球政府立法院は日本の税制に準じた税制改正を頻繁に行うようになり、同使節団の

勧告はほとんど実施されなかった。とはいえ、琉球列島税制使節団報告書の内容は多岐にわたり、琉球政府の租税体系や税収構造を分析する際の指針になり得る。

（以下次稿）

《注》

- （1） United States Civil Administration of the Ryukyu Islands. 琉球列島における米国政府の出先機関である。
- （2） 琉球政府行政主席の諮問機関として 1958 年 5 月に設置された。
- （3） GARIOA (Government and Relief in Occupied Areas) 援助は米国陸軍省の軍事予算から支出された援助資金で、琉球列島に対しては 1947～57 年度に実施されたが、1954 年度までの 8 年度間は物資援助の形態をとり、1955～57 年度の 3 会計年度は琉球政府一般会計に対し直接にトランスファーする方法が採られた。
- （4） 軍事基地建設の緊急性から琉球経済の供給力の育成に全く配慮することなく、財貨の供給を輸入によって賄う方針を採り、いかに安価に輸入するかが最優先された。
- （5） 布令は、全琉球人若しくは一部琉球人に効力を有する立法的性格を帯びた規定からなる（琉球列島米国民政府沖縄民政官府「法令の解釈について」1951 年 6 月 14 日）。
- （6） USCAR, *Economic Plan for the Ryukyu Islands, 1956-1960*, JULY 1955, p. 104.
- （7） Far East Command, United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, *Economic Plan for the Ryukyu Islands*, MAY 1951, p. 34. 米軍政府は基地建設関連収入の減少を想定し、国際収支の赤字を埋めるため、商品輸出の増加が必要である旨を認識していた。
- （8） 琉球銀行調査部編 [1985] 『琉球銀行三十五年史』琉球銀行, 109-113 頁, 参照。
- （9） Fine, Sherwood M. & Campbell, F. Newell [1958] *Report of the Tax Mission to the Ryukyu Islands*, p. i. 同報告書は、金融通貨制度使節団勧告の①について特に詳しく考察している。

- (10) I～Ⅲ及びⅥはS. M. ファイン博士によって執筆され、IV及びVはF. N. キャンベル氏によって執筆された。
- (11) 「USCAR による自由化政策は一段と第三次産業の比率を高めていったが、主体的産業育成策の放棄であった。」と言える。琉球銀行調査部編 [1984] 『戦後沖繩経済史』琉球銀行、609頁、参照。
- (12) *Message of Lt. Gen. Donald P. Booth, High Commissioner to Legislature, Government of the Ryukyu Islands, Fourteenth Session, 2 February 1959.*
- (13) 軍用地問題が直接の契機となったが、領土権の問題や復帰運動等の要素が加わり、軍事占領に対する住民の総反撃の様相を呈した。琉球銀行調査部編 [1984] 『戦後沖繩経済史』琉球銀行、469頁、参照。
- (14) 消費者物価の対前年度上昇率(那覇市)はマイナス1.8%を示し、物価は極めて安定しており、また失業率は1%台で超完全雇用の状況にあった。
- (15) 琉球政府は1953年度から国民所得勘定の推計を公表し、1955年度から確報を公刊した。
- (16) スクラップとは、戦争中に打ち込まれた砲弾などの鉄屑、鉛屑、銅屑、その他非鉄金属屑のことである。
- (17) 琉球政府の歳出構造は、国政相当事務も担っており、極めて硬直であった。
- (18) 1960年度までの琉球政府に対する米国政府援助の予算計上は、米軍駐留に伴う琉球政府財政における超過的負担を補填するものであるとの理由付けであった(USCAR [1953] *Civil Affairs Activities, Vol. I, No. 3*, pp. 2-3)。
- (19) 1953～72年度の累計でみると、米国政府援助総額1億2,033万ドルは琉球政府歳入総額13億7,107万ドルの8.8%(日本政府援助20.5%)を占めるにすぎなかった。米国政府の琉球列島統治の財政的側面は、如何にして安上がりに軍事基地を安全保持するかであった。
- (20) USCARは布令第11号「琉球列島における外国人の投資」及び布令第12号「琉球列島における外国貿易」を1958年9月に交付し、資本及び貿易・為替取引を大幅に自由化する政策を推し進めた。
- (21) その後、葉たばこ輸入税や石油税、鉦区税、特別とん税、及び石油ガス税が導入された。
- (22) この所得税法の補則として、1953年7月に布令第114号が交付され、施政権の返還まで非琉球人に適応された。
- (23) 1960年代に入り、社会保険料控除、損害保険料控除、老年者控除、及び寡婦控除が日本の制度に倣い追加された。
- (24) 所得税率表は、1959年以降4回に亘って改正された。
- (25) Fine, Sherwood M. & Campbell, F. Newell [1958], p. 81.



琉球列島における USCAR の租税政策と琉球列島税制使節団報告書（1）

- (26) 1964 年改正で普通法人の所得金額のうち 5,000 ドル以下の金額は 35%に、5,000 ドルを超える金額は 38%になり、1968 年以降、資本金 20 万ドル超の普通法人の税率は 37%であった。
- (27) Fine, Sherwood M. & Campbell, F. Newell [1958], p. 2.
- (28) Fine, Sherwood M. & Campbell, F. Newell [1958], p. 81.
- (29)(30) 琉球政府税制審議会 [1959]『税制審議会答申書』, 3 頁。
- (31) *Message of Lt. Gen. Donald P. Booth, High Commissioner to Legislature, Government of the Ryukyu Islands, Fourteenth Session, 2 February 1959.* 税制使節団報告書を引用して、「日本の税制に倣うべきではない。琉球住民の租税負担は米国の納税者より重くない。税負担を累進所得税から商品や他の物品税へシフトさせることは逆進的である。経済発展の促進に租税誘因を利用すべきである。琉球の税制は米国援助に影響を与える。」と指摘した。

参考文献

- 琉球政府内政局 [1961]『税制白書』琉球政府。
- 琉球政府税制審議会『税制審議会答申』各答申書。
- 琉球政府企画局 [1971]『財政関係資料』琉球政府。
- 南方同胞援護会 [1972]『沖縄復帰の記録』南方同胞援護会。
- 琉球銀行調査部編 [1984]『戦後沖縄経済史』琉球銀行。
- 琉球銀行調査部編 [1985]『琉球銀行三十五年史』琉球銀行。
- 戦後沖縄税務行政史編集委員会編 [1982]『戦後沖縄税務行政史』沖縄国税事務所。
- 沖縄資料通信センター [1969]『沖縄経済 20 年史』沖縄教育図書刊行会。
- 里見常吉 [2005]『経済学要論』（第 2 版）、中央経済社。
- 秋元明 [1995]『技術支歩と研究開発』同文館。
- 神野直彦 [2002]『財政学』有斐閣。
- 喜多登 [1972]『地域と財政』白桃書房。
- 久場政彦「琉球における租税制度の変遷と構造上の問題」琉球大学経済研究所 [1964]『琉球経済の研究』南方同胞援護会。
- 池宮城秀正 [2009]『琉球列島における公共部門の経済活動』同文館出版。
- 池宮城秀正「米国統治下における沖縄の財政」日本地方財政学会編 [2011]『地方分権の 10 年と沖縄、震災復興』（日本地方財政学会研究叢書 第 19 号）、勁草書房。
- Fine, Sherwood M. & Campbell, F. Newell [1958] *Report of the Tax Mission to the Ryukyu Islands.*

Far East Command, United States Civil Administration of the Ryukyu Islands,

*Economic Plan for the Ryukyu Islands*, MAY 1951.

USCAR, *Economic Plan for the Ryukyu Islands, 1956-1960*, JULY 1955.

USCAR [1953] *Civil Affairs Activities, Vol. I, No. 3*

*Message of Lt. Gen. Donald P. Booth, High Commissioner to Legislature, Government of the Ryukyu Islands, Fourteenth Session, 2 February 1959.*